

茅野市埴原田配水池小水力発電事業公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、茅野市が推進する「茅野市埴原田配水池小水力発電事業」を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、公募型プロポーザル方式の募集方法等、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

茅野市埴原田配水池小水力発電事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施場所

埴原田配水池 長野県茅野市米沢73番地

(3) 事業内容

茅野市は、埴原田配水池内の北大塩中区配水池から埴原田配水池に接続する管路において生じる受水圧力と運用圧力との差圧（以下「余剰エネルギー」という。）を事業者提供し、併せて小水力発電用設備（以下「発電設備」という。）の設置に伴う用地等の使用を許可する。事業者は、自己資本により発電設備の設置、維持管理及び事業運営を行い、余剰エネルギーの提供を受けることによる対価を茅野市に対して支払うものとする。事業者は、本事業の事業期間終了後においては、自らの負担と責任において発電設備を速やかに撤去し、現地を原状回復すること基本とし、本事業の継続等を希望する場合は、茅野市と協議するものとする。

なお、本事業の詳細は、別紙「茅野市埴原田配水池小水力発電事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 事業期間

発電開始日から起算して20年間とする。ただし、設計及び設置工事の期間並びに事業終了後の設備撤去期間は含まない。

3 使用料

(1) 余剰エネルギーの使用料

茅野市が提供する余剰エネルギーの対価については、発電電力量1 kWhあたり1円50銭（消費税及び地方消費税を除き、最小単位は10銭単位とする。）を下限とし、事業者の提案によるものとする。

ただし、茅野市は、経済事情の変動等により使用料が適正でないと判断した場合は、事業期間中であっても使用料を変更することができるものとする。

(2) 行政財産の使用料

発電設備の設置に伴う用地等の使用料については、行政財産の目的外使用に関する

る条例（平成28年3月29日条例第14号）第4条（5）に基づき免除とする。

4 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

5 所管部署

茅野市 都市建設部 水道課 上水道整備係（市役所5階）

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

電話番号 0266-72-2101（内線668）

メールアドレス suido@city.chino.lg.jp

申請書等は上記へ提出すること。

6 関係書類の交付期間、交付場所

（1）交付期間

令和5年7月3日（月）～7月14日（金）

所管部署の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（2）交付場所

所管部署又は市のホームページからダウンロード

URL <https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/suidou/haibaradashousuiryoku.html>

7 日程

公告日	令和5年7月3日（月）
現地見学会申請書の提出期限	令和5年7月14日（金）午後5時必着
現地見学会の実施日	令和5年7月18日（火）
参加資格条件等に係る質問受付期限	令和5年7月19日（水）午後5時必着
参加資格条件等に係る質問回答期限	令和5年7月21日（金）
参加申請書の提出期限	令和5年7月25日（火）午後5時必着
参加資格審査結果通知日	令和5年7月26日（水）
仕様書、提案書等に係る質問受付期限	令和5年7月28日（金）午後5時必着
仕様書、提案書等に係る質問回答期限	令和5年8月1日（火）
提案書の提出期限	令和5年8月4日（金）午後5時必着
プレゼンテーション審査実施日	令和5年8月10日（木）
最優秀提案者の決定	令和5年8月中旬（予定）

8 参加資格条件

本プロポーサルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、仕様書の趣旨を理解し、本事業に関する能力がある事業者で、参加申込書提出日において以下の要件を満たすものとする。また、参加申込者が参加申込書の提出から契約締結までの間に、参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) プロポーザル実施業務の業種における茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みあること。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 21 年茅野市告示第 98 号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 国内上水道事業における小水力発電事業により、公告日前日までに FIT 制度を利用した小水力発電事業を履行した実績（履行中も含む。）、又は FIT 制度を利用した売電を開始している小水力発電所の建設工事元請実績を有していること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、プロポーザル実施業務に応じて別に定める事項を満たしていること。

9 現地見学会

(1) 申請方法

現地見学を希望する者は、電子メールにより現地見学会申請書（様式第 8 号 押印不要）を PDF 形式で提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 7 月 14 日（金）午後 5 時必着

(3) 日時と集合場所

① 日時

令和 5 年 7 月 18 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

② 集合場所

埴原田配水池

(4) 見学に当たっての注意事項

- ・ 1 事業者当たり自動車 1 台、2 人以内とすること。
- ・ 見学に際しては、動きやすい服装とヘルメットを持参すること。
- ・ 見学会時間内であれば到着時間は問わないが、終了時間は厳守とする。

10 参加資格条件等に係る質問

(1) 質問方法

質問書（様式第 9 号）に必要事項を記入し、Word 形式で電子メールにより提出す

ること。

(2) 提出期限

令和5年7月19日(水)午後5時必着

(3) 参加資格条件等に係る質問への回答

令和5年7月21日(金)までに、質問者に対し、電子メールにより随時回答する。

11 参加申請書の提出

(1) 申請方法

申請書類を持参又は送付(郵便、宅配業者等による信書便)による。なお、送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

(2) 提出期限

令和5年7月25日(火)午後5時必着

(3) 申請書類

- ① 現地見学会参加申請書(様式第2号)
- ② 本要項8参加資格条件(4)の実績報告書(任意様式)とそれを証明する書類

12 参加資格の審査結果通知

(1) 通知日

令和5年7月26日(水)

(2) 通知方法

プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第3号)により、電子メール及び書面で通知する。また、参加資格を有すると認められた場合、プロポーザル提案書提出依頼通知書(様式第4号)により電子メール及び書面で通知する。

13 仕様書、提案書等に係る質問

(1) 質問方法

仕様書、別紙「茅野市埴原田配水池小水力発電事業提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)、別紙「茅野市埴原田配水池小水力発電事業提案書評価基準」(以下「評価基準」という。)及び本募集要項に関する質問がある者は、電子メールにより質問書(様式第9号)をWord形式で提出すること。

(2) 受付期限

令和5年7月28日(金)午後5時必着

(3) 回答方法

令和5年8月1日(火)にすべての参加申込者(失格者を除く。)へ、電子メー

ルにより回答する。

14 提案書の提出

(1) 提出方法

提案書を持参又は送付（郵便、宅配業者等による信書便）による。なお、送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

(2) 提出期限

令和5年8月4日（金）午後5時必着

(3) 提出書及び提出部数

作成要領による。

15 審査方法

提案書に基づき、プレゼンテーション審査を行う。なお、参加申込者が1者の場合は、これを省略し、書面による審査を行うものとする。この場合、茅野市は参加申込者に対して確認・質問をする場合があるため、参加申込者はこれに応じなければならない。

(1) 日時

令和5年8月10日（木）午後1時30分から

(2) 場所

茅野市役所7階 701会議室

(3) 審査を行う者

茅野市埴原田配水池小水力発電事業プロポーザル審査会により行う。

(4) 審査の設定時間

プレゼンテーション30分程度、質疑応答10分程度とする。

(5) 審査の順番

プロポーザル提案書提出依頼通知書（様式4号）に記載する。

(6) 実施方法等

① 当日に使用する資料

- ・提出した提案書のみとし、追加資料や資材の持ち込みはできない。
- ・提案書は提出時の内容から変更等を加えてはならない。誤記載等がある場合は、当日に口頭で説明すること。

② 説明者の人数

説明者の人数は3名以内とし、審査中は説明者以外の者は会場へ入室できない。

③ 用具類

大型モニター（HIMD接続）は市で用意するが、パソコン、ケーブルは持参すること。

④ 評価基準

評価基準のとおり。

16 審査結果の通知

(1) 通知日

令和5年8月中旬（予定）

(2) 通知方法

審査結果通知書（様式第7号）により、電子メール及び書面で通知する。

17 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、理由を付し辞退届出書（任意様式）を直ちに持参、郵送（簡易書留に限る。）又宅急便により提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管部署まで連絡すること。